

# Ⅲ 耕地の部

## 解 説

この部には、「作物統計調査」の面積調査結果から耕地面積に関する統計を収録した。

### 1 調査の概要（作物統計調査（面積調査））

#### (1) 調査対象

全国の田耕地及び畑耕地をとした。

#### (2) 調査期日

耕地面積：7月15日現在

耕地の拡張及びかい廃面積：過去1年間（前年7月15日～当年7月14日）

#### (3) 調査方法

##### ア 耕地面積

空中写真（衛星画像）に基づき、関東農政局管内の土地を隙間なく200メートル四方の格子状に区分し、耕地が存在する区画から抽出された「標本単位区」に対し、職員又は統計調査員が対地標本実測調査を行い、この結果に基づいて推定した。なお、対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、職員による巡回・見積り、関係機関からの情報収集により把握した。

##### イ 耕地の拡張及びかい廃面積

職員又は統計調査員による巡回・見積り、職員による情報収集等によって把握した。

#### (4) 市町村別統計

市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、都県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

なお、「作物統計調査」は都道府県値を求めるために設計されている。

#### (5) 耕地面積の統計表章（地域、都県、市町村別）は属地によるものである。

## 2 定 義

耕 地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。
本 地	直接農作物の栽培に供される土地で、けい畔を除いた耕地をいう。
け い 畔	耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となる。
田	たん水設備（けい畔など）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源・用水路など）を有する耕地をいう。
畑	田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。
普 通 畑	畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであつても、苗木を栽培するものや1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。
樹 園 地	畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。
牧 草 地	畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいう。
耕 地 の 拡 張	耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいう。
耕 地 の か い 廃	田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。 かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によつても生じる。
荒 廃 農 地	耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態(荒地)となった土地をいう。
作 付 ( 栽 培 ) 延 べ 面 積	作物の作付（栽培）面積の合計をいう。 年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜などにより、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。
耕 地 利 用 率	耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合のことをいう。